



## 中日経済関係を更なる高みへ、共に手を

中華人民共和国駐名古屋総領事 楊 嫻



中日国交正常化50周年という重要な節目の年に、中国駐名古屋総領事に任命され、大変光栄に存じます。そして、10月1日を持ちまして、中華人民共和国は成立73周年を迎えます。この

場を借りて、長期にわたり中国の発展と中日関係の改善に関心と支持を寄せてこられた日本中部地域各界の方々に心より感謝を申し上げます。

中国の発展は世界と切り離せず、世界の繁栄と安定も中国と切り離せません。中国共産党第十八回全国代表大会以来、中国の経済成長は新たなステージを踏み出してきました。2013年～2021年、中国の国内総生産(GDP)は年間の平均成長率が6.6%に達し、同期の世界全体の平均成長率2.6%を上回り、世界経済成長への年平均寄与度が30%を超え、グローバル経済成長の最大エンジンとなっています。現在、中国は新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を貫徹し、新たな発展の枠組を構築し、質の高い発展を推進し、二つ目の百年奮闘目標に向かって邁進しています。中国は対外開放を揺るぎなく堅持し、経済貿易投資協力を持続的に深化させ、世界と市場機会をしっかりと共有し、一貫してグローバル発展の貢献者を務めます。

パンデミックが世界に深刻な衝撃を与えている時代において、世界経済回復の格差はさらに拡大し、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダの

達成は未曾有の挑戦に直面しています。この中、習近平国家主席はグローバル発展イニシアティブを打ち出し、国際開発協力のために中国の知恵と解決案を貢献しました。今後、中国は引き続き国際社会とともに、持続的かつ活発な措置を取り、グローバル発展イニシアティブにより世界各国の人々に実質的な利益をもたらしたいと努力します。

中日関係は既に半世紀の風雨を経て、長足の発展を遂げ、各分野での交流協力が実り豊かな成果を得ました。特に両国の経済貿易協力は急速に拡大し、二国間貿易額は10億ドルから過去最高の3,714億ドルに飛躍しました。現時点で、日本は中国への直接投資額が累計1,200億ドル超で、国別順位第1位となり、中国は依然として日本にとって最大の貿易相手国であります。日系企業に向けたアンケート調査結果によると、企業が最も重視し期待できる進出先について、中国(47%)はアメリカ(32%)を大きく上回っています。日系企業は中国市場の成長性に対して前向きであることが明らかになっています。

新時代において、イノベーション、デジタル経済、グリーン低炭素、医療・介護等の新たな分野での中日両国の協力は高い潜在力とビジネスチャンスがあります。両国の経済界は実務協力を絶えず深化させ、「デカップリング・チェーン断裂」の誤ったやり方を共同で阻止し、グローバル産業チェーン・サプライチェーンと公平で開放的な貿易・投資環境を維持しなければなりません。

### 目 次

中日経済関係を更なる高みへ、共に手を	1
楊嫻 新名古屋総領事 略歴	2
楊嫻新総領事が嶋尾会長を表敬	2
【金務報告】2022年度 第三回理事会を開催	3
【後援事業】日中国交正常化50周年記念特別シンポジウム 激動する世界のなかの日中関係を考える 一 国交正常化半世紀の検証と展望	3
第一回 ワールドフェスティバル in 愛知が開催	4
10月以降の行事案内	4
上海市での多国籍企業地域本部・本部型機構の認定条件及び優遇策について	5

新陳代謝が進む中国経済～事業者の登記件数から考察～	7
【寄稿】中国事業からの撤退に関わる労務トラブル防止策	8
滄州デスクNEWS	12
蕭山デスクNEWS	12
常州デスクNEWS	13
常熟デスクNEWS	13
揚州デスクNEWS	14
江門デスクNEWS	15
佛山デスクNEWS	15
中国経済データ	16
中国短信	20

これからも、東海日中貿易センターと会員企業の皆様と手を携え、日本中部地域と中国との友好交流や実務協力の促進に全力を傾注し、中日経済貿易協

力の質の高い発展を推進し、中日関係の安定的で健全な発展のために、貢献できるよう努力していききたいと思います。

## 楊 嫻 新名古屋総領事 略歴

楊 嫻(ヤン シエン)

1967年4月生まれ、山東省青島市出身

中国外交部アジア局、報道局、幹部局、中国駐エジプト大使館、中国駐サウジアラビア王国大使館等で勤務。

中国外交部弁公庁参事官、中国駐香港特別行政区特派員公署参事官等を歴任。

2022年8月より中国駐名古屋総領事に着任

## 楊嫻新総領事が嶋尾会長を表敬

9月14日、新たに着任した楊嫻(ヤン シエン)・中華人民共和国駐名古屋総領事と李巧・副領事、陳鈺文・総領事秘書の3名が大同特殊鋼(株)を訪れ、嶋尾正会長のほか大野大介専務理事兼事務局長と中村雅憲業務グループ課長が対応した。

初めに楊総領事から「私は9年2日に名古屋に着任した。日中国交正常化50周年の節目の年に総領事として着任することができ大変光栄に思う。嶋尾会長には、これまで総領事館が主催する多くのイベントにご支援を賜り、また、センターは長期にわたり友好交流を基礎として沢山の会員企業が対中ビジネスを展開されていることに対し、心から感謝申し上げます」と着任の挨拶と共に謝意が伝えられた。

嶋尾会長からは、「当地は、国交回復のきっかけとなったピンポン外交が非常に有名で、名古屋の民間交流が国の背中を押したと言う歴史のある地域であり、モノづくりの非常に盛んな地域であるので、その後の経済交流に繋がっていったと思う」と当地の特色を紹介した。

楊総領事は、「民間交流は日中国交正常化を後押しし、ピンポン外交は日中国交正常化だけでなく米



中の国交正常化にも大きな役割を果たした。日中間による経済貿易交流、人的友好交流は実際に政治関係の発展を促進して来たので、これは過去、現在だけでなく、将来も民間友好交流、経済貿易交流は日中間で長期的・平和的協力に大きな作用をもたらすと思っている」と話し、民間交流の重要性を強調された。

楊総領事は、日本での勤務が初めてであり、滞在中に日本語や当地の産業・文化を理解し、中国に宣伝し、交流の強化に努めて行きたいと抱負を語られ、産業、食文化、観光など多くの話題に触れて交流が行われた。

## 2022年度 第三回理事会を開催

9月2日に書面決議による方式で第三回理事会が開催され、下記の内容が承認された。

### 1. 一部協議員の変更

(1) 退任 小出 眞市 株式会社愛知銀行  
名誉会長

新任 伊藤 行記 株式会社愛知銀行  
取締役頭取

### 後援行事

## 日中国交正常化50周年記念特別シンポジウム 激動する世界のなかの日中関係を考える —国交正常化半世紀の検証と展望—

東海日中関係学会主催、愛知大学国際中国学研究センター、中日新聞社共催による標記シンポジウムが9月1日、愛知大学名古屋キャンパスグローバルコンベンションホール及びZOOMウェビナーにより同時開催し、当センターなどが後援した。

会場には、102人が参加、オンラインでは236人が参加し、当センターからは大野大介専務理事兼事務局長が参加した。

初めに主催者・共催者を代表して、川村範行・東海日中関係学会会長、川井伸一・愛知大学学長／理事長より開会挨拶が行われた。

第一部の基調講演には、藪中三十二・元外務事務

次官が登壇し、「グローバルな視点から見た日中関係－新旧半世紀を捉える－」をテーマにして自身の実体験を基に講演を行った。



第二部の討論で

は、冒頭で兪敏浩・名古屋商科大学教授が、「日中国交正常化50年と政治外交関係の再構築」、李春利・愛知大学国際中国学研究センター所長が、「日中経済貿易の展開とグローバルサプライチェーン」、遠志保・愛知県立大学非常勤講師が、「徐福伝説研



究からみる中韓日の文化交流史」、中澤穰・中日新聞外報部デスク(前中国総局長)が、「コロナ禍の中国外交と日中関係」をテーマに発言した後、特別参加として藪中三十二・元外務事務次官も参加し、コーディネーター役の川村範行・名古屋外国語大学名誉教授(東海日中関係学会会長)から質問が投げ掛けられ、討論が進められた。

最後に、川村氏が、「藪中氏の著書から、『アメリカだけに依存して日本の安全を維持できる時代は終わったと考えるべきである。アジアでの共生、中でも中国との共生が大きな課題である』との一文を紹介し、今日のキーワードは平和を作ることであり、武力ではなく、外交力で東アジア、日中関係の平和安定を作っていく、ここに帰結するのではないかとまとめ今回のシンポジウムの総括を行った。

## 後援行事

# 第一回 ワールドフェスティバル in 愛知が開催

9月10日(土)と11日(日)の2日間、名古屋市内の久屋大通公園エディオン久屋広場にて、「第一回ワールドフェスティバルin愛知」が開催された。

開会式には、新たに着任した楊嫻・中華人民共和国駐名古屋総領事ほか各国の代表と大村秀章・愛知県知事はじめ多くの来賓が出席し、当センターからは嶋尾正会長と大野大介専務理事兼事務局長が出席した。

はじめに梁新勇・ワールドフェスティバルin愛知実行委員会委員長が開会を宣言し、その後、楊嫻・中華人民共和国駐名古屋総領事、ヘリ・アフマディ・インドネシア共和国特命全権大使、ルイス・アボッチ・ガウヴォン・在名古屋ブラジル総領事、ダナジ・ムニフェ・在名古屋トルコ共和国副総領事が挨拶するとともに各国の舞踊が披露された後、大



村知事が来賓を代表して挨拶を行った。

続いて各国代表と来賓代表がステージにのぼり、くす玉開きが行われた。

出展ブースは飲食と物販に分かれており、中華料理の中でも烏魯木齊ウイグル料理の出店があり、ベトナム、ネパール、インドネシア、ミャンマー、ウズベキスタンなどの珍しい料理に人気が集まり、晴天にも恵まれ、5万人もの方々が来場した。

## 10月以降の行事案内

### 主催セミナー

#### 「撤退・再編事例から学ぶ中国現地法人の再点検」

日時：10月28日(金)

会場：オンライン開催

講師：日上 正之 (株)アウトバウンド・マネジメント  
代表取締役

参加：会員限定

### 協力行事

#### 「第34回中国ビジネス実務セミナー」

日時：10月6日(木)～7日(金)

会場：オンライン開催

主催：日中投資促進機構

### 後援行事

#### 「日中国交正常化50周年・愛知大学国際中国学研究センター設立20周年記念シンポジウム」

日時：10月8日(土)

会場：オンライン開催

主催：愛知大学国際中国学研究センター  
共催：中日新聞社

### 後援行事

#### 「世界を揺るがす中国の食糧問題 ～自給率低下は何故止まらないのか～」

日時：10月12日(水)

会場：愛知大学名古屋キャンパス

グローバルコンベンションホール

主催：愛知大学、中部経済同友会

### 協力行事

#### 「中国マネジメントプログラム特別講座」

日時：11月4日(金)、8日(火)、11日(金)

会場：オンライン開催

主催：日中投資促進機構

### 後援行事

#### 「第40回全日本中国語スピーチコンテスト 愛知県大会」

日時：11月5日(土)

会場：愛知県工業大学自由ヶ丘キャンパス

主催：愛知県日本中国友好協会、江蘇省人民対外  
友好協会

# 上海市での多国籍企業地域本部・本部型機構の認定条件及び優遇策について

中国に複数拠点を構える日系企業にとって、中国に地域統括本部を設立することは、各子会社の業務改善、ガバナンス強化に繋がるだけでなく、各種の優遇政策も享受できメリットが多い。本レポートでは上海市における多国籍企業地域統括本部・本部型機構の認定条件と優遇政策についてまとめた。

## ①認定条件

上海市の多国籍企業地域本部・本部型機構の認定条件  
(申請先：上海市商務委員会)

形態	地域本部	本部型機構
定義	国外で登記された親会社が上海市に設立し、投資または授權(日本で言う権限移譲)する形式で一か国以上の区域内の企業に対して管理およびサービス機能を履行する唯一の総機構	多国籍企業地域本部の基準に未達であるが、国外で登記された親会社の一か国以上の区域内の管理方針決定・資金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・研修などサポートサービスの複数の機能を実際に引き受ける
企業形態	法人格を有する外商投資企業の投資性公司、もしくは管理性公司 ※社名を変更する必要あり	法人格を有する外商投資企業、もしくはその分支機構
親会社最低総資産額	2億ドル	1億ドル
最低登録資本金	200万ドル	100万ドル
本部機能	親会社の授權を受けて、一か国以上の区域内での管理方針決定・資金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・研修などの本部機能を担う ※現状、上記の本部機能が定款に明記されていない場合は、定款の経営範囲を変更する必要あり  例) 某貿易会社の事例 それまでの貿易事業に以下の内容が追加された。 「親会社及び親会社が投資する企業の委託を受け、親会社及び親会社の投資する企業、或いは関連企業に以下の管理・サービスを提供する。研究開発・技術サポート、購買、販売及び一般市場での販売業務、サプライチェーン管理等の物流オペレーション、親会社グループ内のシェアリングサービス及び境外企	

	業のアウトソーシングの受託、従業員の研修と管理。」	
補助金制度	あり	なし
備考	認定条件を満たさないが所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合には、個別に判断することが可能	

有効期間：2019年9月1日～2024年8月31日

参照

上海市人民政府关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知(沪府规〔2019〕31号)

<https://www.minotd.com/dwmygl/20191226/0023-247497.html>

上海市人民政府关于本市促进跨国公司地区总部发展的若干意见(沪府规〔2019〕30号)

<https://www.minotd.com/dwmygl/20191115/0023-247271.html>

## ②必要書類

多国籍企業地域本部・本部型機構認定の必要書類

- ①企業法定代表者署名の申請書
- ②親会社の授權署名者が署名した多国籍企業地域本部の基本職能の授權書類(日本でいう委任状)
- ③企業の營業許可証(写し)
- ④親会社の直近一年度の監査報告
- ⑤親会社の營業許可証または登録登記証明(日本の現在事項前部証明書)(いずれも写し)
- ⑥法律、法規および規則により提出を要求されるその他資料  
上述の規定に写しの提出と明記されていない場合、資料の原本を提出

参照

外商投资企业申请认定为地区总部的审核

<https://zwdt.sh.gov.cn/govPortals/bsfw/item/e522b76c-b2e4-47d6-b0b3-6fae3f031a85#spzj>

## ③優遇政策(1)

地域本部のみが享受できる優遇政策

項目	内容
開業補助金	2008年7月7日以降に上海市に登記及び移転し、投資性会社の形態で地域本部を設立した、払込済み登録資本金が3,000万元を超過し、従業員数が10名以上の場合、500万元の開業補助金を支給。 補助金は3年(1年目40%、2年目30%、3年目30%)に渡って支給。2020年12月

開業補助金	1日以降に認定の場合で、研究開発者が50名以上の外資系グローバル研究センター、及び独立法人資格を有するグローバル研究開発センターは同等の基準を参照して開業補助金を享受する。
事務所賃借料補助金	2008年7月7日以降に上海市に登記及び移転し、かつ従業員数が10名以上の親会社の授権を受けて中国国内外企業を管理する企業に対し、払込済み登録資本金が200万ドルを超過し、自社用の事務所を賃借する場合、8元/m <sup>2</sup> /日/30%の3年分(2,628元/m <sup>2</sup> )を一度限りで支給(面積上限1,000m <sup>2</sup> )。 2020年12月1日以降に認定の場合で、研究開発人員が50名以上の外資系グローバルセンター、独立法人資格を有するグローバル研究開発センターは同等の基準を参照して補助金を享受する。
奨励金	2008年7月7日以降に認定され、払込済み登録資本金が200万元を超過し、年間の営業収入が5億元を超えた多国籍企業地域本部に奨励金を支給。うち年間営業収入が5億元以上10億元未満の場合、一回限りで500万元を支給。年間営業収入が10億元以上15億元未満の場合、一回限りで300万元を支給。年間営業収入が15億元以上の場合、一回限りで200万元を支給。奨励金は3年間(1年目40%、2年目30%、3年目30%)に分割支給する。
ハイレベル職能補助金	2012年1月1日以降に本市において新たに設立した多国籍企業のアジア地区・アジア太平洋地区、更に広いエリアの本部、或いは設立済の多国籍企業地域本部が2012年1月1日以降にアジア地区・アジア太平洋地区、或いは更に広いエリアの本部に昇格し、払込済み登録資本金が200万ドルを超過し、従業員数が50人を下回らず、かつ親会社が任命した責任者および本部の職能に関わる主要高級管理人員が上海に常駐して就労している場合、300万人民元の一回限りのハイレベル職能補助金を取得することができる。
資金運用と管理	投資性公司是財務公司を設立し、その中国国内の投資企業に集中財務管理サービスを提供できる

参照

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法(沪府规[2018]190号)

<http://www.ssmc.sh.gov.cn/public/product/serviceDetail.do?productId=2c91c29870f770a50171052fd6e00d35>

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法的补充通知(沪商促进[2021]208号)

<https://www.sh.gov.cn/zwgkgfqtzcwj/20210823/538d2d90faf940bb812a3b4bef64597c.html>

#### ④ 優遇政策 (2)

地域本部・本部型機構とも享受できる優遇政策

項目	内 容
出入境手続きの簡素化	数次の一時的入境を必要とする地域本部・本部型機構の外国籍人員は、入境の有効期間が1年を超えず、在留期間が180日を超えない数次査証の手続きを申請することが出来る。

出入境手続きの簡素化	臨時に上海を訪れる外国籍人員は、中国の在外大使館・領事館において入境査証を申請するものとするが、時間が差し迫っている場合は国の関連規定に従い、公安部門に対し上陸地査証による入境を申請することができる。 上海市に長期居留する必要がある外国籍人員は3年から5年に渡り有効な外国人居留許可を申請することが出来る。条件に適合する中国籍スタッフはAPEC (アジア太平洋経済協力)カードの申請が可能
就業手続きの簡素化	地区本部・本部型機構の法定代表者などの高級管理人員は「外国人の中国における永久居留審査認可管理弁法」に従い、優先的に推薦を受けて「外国人永久居留証」の申請手続きをすることができる。 上海税関は地区本部・本部型機構の法定代表者及び本部の機能と関連するそれらの高級管理人員による健康証明(日本で言う健康診断)手続きのため、グリーンゲートを提供。
資金運用と管理	条件に適合する地域本部・本部型機構は、経常項目集中受払およびネットティング・国内外の資金集中管理による集中両替・外債および対外貸付の限度額集中配分などを含む多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を実行可能 非貿易項目対外支払フローの手續を合理化し、地域本部・本部型機構に対する納税指導およびサービスを強化し、地域本部・本部型機構の非貿易項目対外支払契約の届出・納税判定に優先ルートを提供 地域本部・本部型機構は、自由貿易口座を開設し、両替可能原則に基づき、人民元・外貨クロスボーダー受払および国内人民元受払を実行可能
人材誘致	誘致した外国籍人材の上海市における業務・関連証書の申請に便宜を図る 国内の優秀な人材を誘致した場合、条件に該当すれば上海市戸籍を手續可能 条件に該当する専門人材などは規定に基づき、〈上海市居住証〉(B証)の発行が申請でき、その配偶者・18歳未満または高校在学中の子女は随員証を手續可能 所在区は、地域本部・本部型機構が誘致した人材の子女入学・医療保障・住宅申請などの方面に便宜を図る
貿易利便化	税関は通関効率の向上に注力し、輸出入貨物に通関上の便宜を図る ディストリビューションセンターを設立し、物流の整理・統合を図る場合、税関・外貨の部門などは利便的な監督管理措置を講じる
区級政府の支援	各区政府は、当地区の実際の状況を鑑み、地域本部・本部型機構の発展を支援する政策措置を制定し、地域本部・本部型機構の発展に有利なビジネス環境を構築することができる

# 新陳代謝が進む中国経済 ～事業者の登記件数から考察～

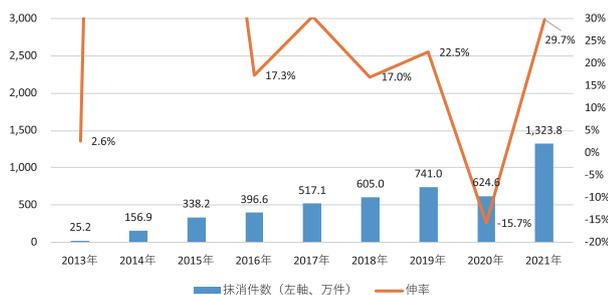
「大衆創業、万衆創新」。この“国民挙げて事業・イノベーションを起こそう”とのスローガンは2013年に習近平政権の発足と同時期に登場し、間もなく10年を迎える。そこで事業者の新規設立件数から近年の起業の現状について確認してみたい。

まず次の2つのグラフをご覧ください。

### 新規設立件数の推移



### 抹消件数の推移



出典：商務部国際貿易経済合作研究院信用研究所  
※ 除外となった抹消件数の伸率：2014年523.9%、2015年115.5%、2017年30.4%。2021年の抹消件数は国家市場監督管理総局の発表によるもの。

## 多産多死の世界

この2つのグラフは、中国商務部のシンクタンク・商務部国際貿易経済合作研究院信用研究所がまとめた、事業者の新規設立登記件数と抹消登記件数の推移であるが、2013年以降、どちらも右肩上がり続けている。

抹消件数は、ほとんどの年で新規設立件数の3割程度に落ち着いており、相対的には少ない。但し絶対数としては少ないとは言えないことから、この2つのグラフは中国経済が多産多死の世界であることを物語っている。この事象をより肯定的に捉えるとすれば、新陳代謝が進んでいると言える。

## 事業者1億件増

事業者の数は増え続けてきた結果、21年末時点の累計で1億5,400万件に上る。12年末時点が5,500万件であったことから、この9年で2.8倍に、1億件近く増えている。

## 事業者の中身

その中身については“小粒”なものが多い。ここで言う事業者数には法人ではない個人事業主が多く含まれるためだ。21年末時点の事業者数1億5,400万件の内訳は、法人5,100万件に対し、個人事業主は1億300万件と、全体の67%、約7割に及ぶ。

## 今後の見通し

事業者の多くが小粒であるとは言え、習近平政権による起業促進の取り組みが確実に実を結んでいることは間違いないようだ。

今後については、短期的には新型コロナウイルス、長中期的には人口減・少子高齢化、そして政府による規制強化（環境や特定業種に対するもの）が起業にどのように影響してくるかが注目されるのではないかと。

なかでもコロナ禍で21年の抹消件数が1,323万件にも上った点はやはり無視できない。当面は抹消件数の急増は避けて通れないはずだ。というのも中国では抹消件数が数字として表れてくるのが実態より数年先になるケースが多いからだ。

人は常として楽な方を選びがちである。前向きな設立登記には意欲的でも、後ろ向きで手間のかかる抹消登記をきちんとやりたがる人はどちらかと言えば少ない。中国企業の登記情報を見ると、「吊銷」と呼ばれる当局によって営業許可証が取り消し・はく奪されているケースが本当によく目につく。これは行政処分で営業許可証が取り上げられたケースももちろん存在するが、むしろ収益化の見込みがないと判断した株主・経営者がその法人の営業許可証の更新（年度報告の届出）を“ほったらかし”にし、数年後に営業許可証が無効化されているケースの方が多い。こうした現状を踏まえると、目下のコロナ禍の影響が数年先に抹消件数の急増という形で顕在化することが残念ながら予想される。

中国ビジネスにおいては取引先とのコミュニケーションを日頃からしっかりと図っておくことが今も昔も大切であることは言うまでもないが、手前どもも手掛けている「中国企業信用調査」のような第三者による情報も入手しておきたいところである。

# 中国事業からの撤退に関わる 労務トラブル防止策

上海華鐘コンサルタントサービス有限会社  
上海華鐘投資コンサルティング有限会社  
総経理 能瀬 徹

人件費高騰や円安による輸出競争力の低下、中国内市場の競争激化を受け、中国進出日系企業の間でも、中国市場からの撤退を余儀なくされるケースが増えている。

撤退方法としては、会社清算または持分譲渡のいずれかによることになり、会社清算の場合には必ず人員整理を伴う。持分譲渡の場合、つまり、現在行っている事業をそのまま会社ごと引き受けてくれる相手先に親会社の出資持分を譲渡する場合には、出資者が代わるだけで、会社がなくなる訳ではないので、人員整理は基本的に行われないが、譲渡の相手先によっては人員削減を譲渡引受けの条件とされることもある。いずれの場合にも、人員整理の実施に当たっては、違法解雇として集団での労働争議を起こされないようにすることが重要で、それぞれ根拠となる法律規定を踏まえて、具体的な人員整理の進め方等を事前に良く検討する必要がある。以下ではまず会社清算の場合の人員整理の事前検討時のポイントを解説する。

## 1. 中国における人員整理の位置付け

中国には日本のような退職金制度は無く、人員整理に当たって、会社は、後述する「経済補償金」を支払うことになる。この「経済補償金」の支給基準は、ごく単純化して言うと、勤続年数1年当たり1ヶ月分の月給相当額であり、且つ個人所得税の免税枠も大きいので、10年選手の場合、10ヶ月分の給与が一時金且つ無税で支払われることを意味する。また、中国国内での再就職事情的には、年齢層による差異はあるものの、総じて言えば、一旦職を失っても、日本に比べると再就職ははるかにし易い環境に

あると言える。

つまり、中国での人員整理においては、日本のような職を失うことへの悲壮感は基本的に無く、これを機に「経済補償金」を少しでも多く得ようとする従業員側と、「経済補償金」支出を当初想定した予算範囲内に抑えようとする会社側とのせめぎ合いという側面が強いと言える。

## 2. 会社清算に伴う人員整理

### (1) 人員整理のステップ

会社清算時の人員整理の具体的な進め方は以下の通りである。

- ① 人員再配置方案の作成；法律根拠の整理、供給責任対策と会社リスク分析を踏まえた経済補償金支給予算の策定、社内公示日(所謂“X-DAY”)の決定等
- ② 「清算組」届出登記→会社清算の社内公示
- ③ 全従業員との労働契約「終止」協議書締結
- ④ 供給責任期間対応
- ⑤ (供給責任期間終了時)現場人員等、この段階での離職者への経済補償金の支給
- ⑥ 清算事務処理期間
- ⑦ (清算結了後)清算事務処理要員への経済補償金の支給

①は事前準備段階、②以降は実行段階である。2016年10月以降、外資系企業の設立・変更・解散清算手続きが中国企業と同じ登記・届出制となったことにより、会社清算を行う場合、地元市場监督管理局に「清算組」の届出登記を行うだけで、中国政府当局の認可を受ける必要は無く、①の事前準備が整った段階で、事前に決めたスケジュールに従って、②

「清算組」の届出登記を行い、会社清算の社内公示を行う。

以下(2)以降に解説するのは、主として、以下の②以降をスムーズに進める為に、①の段階で事前検討・準備を要する主要事項である。

## (2) 人員整理の法律根拠

会社清算に伴う人員整理の法律根拠は、『労働契約法』第44条に規定された労働契約「終止」要件のうちの第5項(期限前解散)となる。

### 『労働契約法』第44条

以下の状況のいずれかにある場合、労働契約は終止する。

- (一)労働契約期間満了
- (二)労働者が法に拠り基本養老保険待遇の享受を開始した場合
- (三)労働者の死亡、又は人民法院が死亡宣告したか又は失踪宣告した場合
- (四)雇用単位が法に拠り破産を宣告された場合
- (五)雇用単位が営業許可証を取り上げられたか、閉鎖命令を受けたか、抹消されたか、又は雇用単位が期間満了前に解散を決めた場合
- (六)法律、行政法規が規定する他の状況

労働契約の「終止」とは、労働契約期限満了(期日不更新)等、『労働契約法』第44条に定められた労働契約「終止」要件の発生により、労働契約そのものが効力を失うことを意味し、不当解雇として争議になるリスクは基本的に無いという点で後述3-(2)の労働契約「解除」とは大きく異なる。ゆえに、円満解雇となるよう実務的には各従業員との間で協議書を取り交わして解雇に対する同意を取り付けるよう進めるが、法律的には会社側からの一方的な通知のみでも労働契約「終止」は問題無く成立する。

## (3) 顧客への供給責任対策

顧客への供給責任とは、主に生産型企业に関係して来る事項であり、会社清算を社内公示した後も、顧客(部品や製品、サービスの供給先)側で代替調達先が決まるまでの間、顧客宛の部品等の供給を継続せざるを得ない期間のことを指す。つまり、この間は、会社清算の社内公示後も、会社が要求する期間まで従業員に引き続き会社に残って操業継続に協力してもらうことを従業員側に要請することになる訳

であり、労使関係の良し悪しにもよるが、場合によっては、供給責任への協力との引き換えに経済補償金支給額の積み増しを要求される等、会社の供給責任に協力することが従業員側にとっては会社側との交渉カードにもなり得ることに注意しなければならない。

また、社内公示後のことなので、従業員のモチベーション維持という観点からも会社にとってはリスク要因といえ、供給責任期間は短期間に抑えることが望ましい。ただ、会社を清算予定であることを顧客に事前に伝えて、部品等の継続供給要否について顧客に具体的に打診してみない限りは当該期間の長短は判断がつかない。また、顧客にこれを事前打診すれば、その情報が自社内に伝わることは必至であり、上述(1)-(1)の事前準備が未だできていない状態でストライキ等の労働争議が起きる事態は絶対に避けなければならないので、顧客の日本本社への事前打診等、自社内に情報が還流し得ない形での打診が可能である場合を除き、基本的には会社清算を社内公示した後で顧客に部品等の継続供給要否等を打診することにならざるを得ない。

ただ、上述したリスクを避ける為にも、供給責任期間は短期間に(長くても2~3ヶ月以内に)抑制すべきであり、あまり顧客側の都合ばかりを聞いていられないというのが現実である。その為には、多少顧客の反感を買ってでも、自社の清算作業をスムーズに進めることを最優先に考えて、むしろ顧客側の協力を求めるというスタンスで臨むべきである。

## (4) 経済補償金の支給基準(法定基準)

会社清算時の労働契約「終止」の場合を含め、経済補償金は以下『労働契約法』第47条に従い「補償年限×計算基数」で計算される。「補償年限」は「勤続年数1年につき1ヶ月」で計算する。「計算基数」は「1ヶ月分の給与」であるが、ここでいう「給与」とは、労働契約の「終止」または「解除」前直近1年間の賞与と残業代を含む給与総支給額の月額平均給与のことを意味し、個人所得税控除前、社会保険の個人負担分控除前のいわゆる額面給与が基準となる。

### 『労働契約法』第47条

経済補償は労働者の当該単位での勤続年数に基づき、満1年毎に1ヶ月分の給与を基準にて労働者に支払う。6ヶ月以上1年未満の場合は1年と

して計算する。6ヶ月未満の場合は、労働者に半月分の給与の経済補償を支払う。

労働者の月給が雇用単位所在地の直轄市、区のある市級人民政府が公布する地元前年度従業員平均月給の3倍を上回る場合、その支払われる経済補償の基準は従業員平均月給の3倍の金額で支給され、その支払われる経済補償の年限は最高で12年を超えないものとする。

本条にて称する給与とは労働者の労働契約解除又は終止前の12ヶ月の平均給与を指す。

上記は法律上の最低限の支給基準である(以下、「法定基準」という)。また、経済補償金支給額の上限値の規定については、『労働契約法』施行後の2008年以降の勤続年数分が対象となり、2008年以降の勤続年数分についての補償年限は最高12ヶ月分まで、計算基数は「地元前年度従業員平均月給×3」で頭打ちとなる。2007年以前の勤続年数分についてはこのような規定が無いので、従業員の「給与」、つまり直近1年間の月額平均給与を基準として、入社日から2007年末までの補償年限に対し経済補償金を計算することになる。ゆえに、勤続年数の長い高給取りの従業員の場合、経済補償金額がかなり高額になる。

### (5) 経済補償金支給額検討時の留意点

経済補償金の支給額は「 $N+a$ 」という形で表現することが多い。「 $N$ 」とは、上述(4)で説明した「法定基準」を指し、「 $a$ 」は、「法定基準」を超えて支給する経済補償金のことを言う。

この「 $a$ 」は、上述した供給責任期間中の会社操業への協力を取り付ける為のインセンティブとして設定する以外に、会社としての過去のリスク事項(瑕疵や不備事項)を補填する意味合いで「+2~3ヶ月」程度を設定することが比較的多い。ここでいうリスク事項とは、社会保険の納付基数の意図的な圧縮、残業代の計算不備等、法律規定に合わない扱いのことを指し、これらのリスク事項が存在する場合には、人員整理の実施に際して従業員側から補填要求が出される可能性が高く、いずれも過去に遡及して不備を是正することはできないので、補填要求が出された場合には、「 $a$ 」を支給してこれを代替せざるを得ない訳である。会社内に如何なる労務面でのリスク事項が存在するのかについても、(1) -①の準備段階で棚卸しを行って、これに対応できる経

済補償金の総予算額を策定する。

尚、「地元前年度従業員平均月給」の3倍額の12ヶ月分までは経済補償金に対して個人所得税が免税となるので、「 $N$ 」だけでなく「 $a$ 」も含めて全額を経済補償金という名目で支給した方が従業員にとって有利になる。

### (6) その他の事前検討・準備を要する事項

まず、(1) -①の事前準備の段階で中国人社員の誰を会社事務局側に巻き込むかという点があげられる。これは従業員の給与データ等、人員再配置方案の策定作業に必要な各種データや資料を入手し易くする為という目的の他、中国人従業員目線からの意見を参考にすることが人員再配置方案策定に必要不可欠な為である。但し、当然ながら、秘密を厳守できる人材であることが前提であり、それに足る忠誠心のある人物かどうかが見極めポイントとなる。また、他の同僚達の首を切る準備作業に秘密裏に加担させることになるので、本人の心理面での大きな負担になることもあり、この点でも配慮が必要である。

次に、妊娠・出産・育児期間中の女子従業員の扱いについてである。これらいわゆる“三期”中の女子従業員との労働契約は法律で保護され、出産した子供の満1歳の誕生日までは会社都合で労働契約を「解除」することができない。会社清算の場合、労働契約の「解除」ではなく「終止」となるが、これと労働契約保護との優劣関係については法律規定が無い。ゆえに、法定基準での経済補償金に加えて、子供の満1歳の誕生日までの給与の半分程度を支給すること等を条件としての個別折衝とならざるを得ない。

最後に、騒音、粉塵等の職業病危害要素の存在する職場に従事する従業員については、職業病罹患有無を判別する為に、離職前の健康診断が法律で義務付けられており、これをいつ受診させるかという問題がある。会社清算を社内公示した後では会社指示に従わないリスクがあるので、(1) -①の事前準備段階で、平時の定期診断を装って手配できることが望ましい。

### 3. 持分譲渡による撤退と人員整理

持分譲渡による撤退の場合、持分譲渡の行政手続き自体は会社清算よりも簡単なもので、持分譲渡によ

る撤退が実現できるならそれに越したことはないが、相手があることなので、うまく譲渡先が見つかるか、また、譲渡先との間で条件的にうまく折り合えるかどうかという点で、撤退の成否、撤退完了までの時間が読めないという不確定要素があり、撤退を意図する場合には、手間はかかっても会社を清算した方が目的達成の為には確実と言える。

また、持分譲渡の場合、会社は存続するので、基本的に人員整理は行われませんが、譲渡先会社によっては、事前の人員削減を譲渡受入条件として要求するケースもあり、これら二通りのケースについて解説する。

### (1) 人員整理を行わない場合

会社における現出資者の出資持分を他社に100%譲渡して撤退する場合、『労働契約法』第33条に「雇用単位の名称、法定代表者、主要責任者又は出資者等の事項の変更は、労働契約の履行には影響しない」と規定されている通り、会社と従業員との現労働契約は出資持分譲渡後も不変であり、新出資者の下で従来通りの条件で履行されることになる。当然、経済補償金も支払われない。しかし、従業員がこの法律規定を必ずしも理解している訳ではなく、持分譲渡により出資者が代わることに伴って経済補償金がもらえるかもしれないとの期待感から、会社側との間で軋轢が生じることが少なくない。

この場合、持分譲渡契約が締結された後、新出資者も立ち会いの下で従業員説明会を行い、持分譲渡の背景、現行労働契約の保護及び法律背景、新出資者の経営方針等を従業員によく説明して、従業員との間で質疑応答や意見交流を十分に行うことが肝心である。また、経済補償金は支給できないものの、従業員側の期待感を鎮める意味合いで、全員一律数千円程度の奨励金を支給することも一案である。

### (2) 人員整理を行う場合

この場合、会社清算と異なり、会社都合での労働契約「解除」となり、やり方を間違えると不当解雇として集団労働争議に発展するリスクがある為、労働契約「解除」の法的根拠をどこに求めるかが非常に重要となる。その為の法的根拠としてよく利用されるのは、『労働契約法』第40条第三項の規定「労働契約締結時に根拠とした客観的状況に重大な変化が生じて労働契約が履行できず、雇用単位と労働者の協議

を経ても労働契約内容の変更に協議合意に達しない場合」である。ここでいう「客観的状況の重大変化」とは、例えば、会社のある事業分野からの撤退があげられる。つまり、当該分野の業務に従事する従業員は仕事がなくなるので、会社が手配する他の部署への異動を打診(これが法律規定中の「労働契約内容の変更に関する労働者との協議」に当たる)し、条件面等で合意に至らなければ、『労働契約法』第40条第三項を根拠とする労働契約「解除」が合法的に成立するという訳である。この他、『労働契約法』第41条(リストラ)のうちの第二項「(二)生産経営上の深刻な困難発生の場合」を理由とする場合もある。

ただ、いずれの場合も、会社都合での一方的な労働契約「解除」を意味するので、集団労働争議に発展するリスクは排除し切れない。その為、上記の「解除」の選択肢と併せ、『労働契約法』第36条に規定された「協議一致による労働契約「解除」」の選択肢も提示し、経済補償金「+a」の優遇条件を設定する等して、できるだけ協議一致の方向に誘導することが望ましい。協議一致による労働契約「解除」に誘導する為のカードとして、上記の一方的「解除」が使えない(会社状況が法的要件に合致しない)情下で人員整理を実施せざるを得ない場合には、「+a」のインセンティブを更に厚くして希望退職を募ることで、協議一致による「解除」を目指すしかない。

### <執筆者プロフィール>

上海華鐘コンサルタントサービス有限会社  
上海華鐘投資コンサルティング有限会社

総経理 能瀬 徹

1969年岡山市生まれ。1992年大阪外国語大学中国語科卒業後、三井住友銀行(当時の住友銀行)入行。日中投資促進機構への2年半の向出、中国室(大阪)での4年間の勤務後、2001年5月天津支店赴任。渉外課長を経て、2003年6月の銀行退職までの11年強のうち6年半は中国関連のコンサルティング業務に従事。2004年2月、上海華鐘コンサルタントサービス(有)入社。2020年10月より現職。





**滄州黄驊港-上海港  
コンテナ定期航路説明会を開催**

9月6日、標記説明会を開催し、関係企業、内陸港の代表者が集まった。滄州黄驊港と上海港のコンテナ定期航路の開通と運営、及び滄州上港物流有限公司の発足は、両者の協力における堅実な一歩となり、滄州市の総合物流サービスレベルをさらに向上させることとなる。

**上半期 滄州市の新エネ車販売が前年比110%増**

滄州市は新エネルギー車の普及と応用を非常に重視しており、新エネルギー車の普及と応用のための合同会議を特別に設立し、関連作業を調整・促進し、新エネルギー車の普及と応用を多角的に実行し



ており、充電パイル等のインフラ建設が継続的に行われている。

滄州市の次のステップでは、公共部門での新エネルギー車の適用を積極的に促進し、また自家用での新エネルギー車の消費を引き続き促進するとともに、主要企業に対し、購入する新エネルギー商用大型トラックの割合を増やすよう奨励する。そして引き続き使用環境を最適化し、充電ステーションや充電パイルなどのインフラ建設を推し進め、また関連企業の育成を積極的に行い、滄州市の自動車産業を更に発展させる。

**黄驊港中央ステーションPJが着工**

8月17日、滄州港集団と滄港鉄路会社が共同開発した黄驊港中央ステーションプロジェクトの第1期建設が正式に開始された。

本プロジェクトは、黄驊港集配システムプロジェクトの重要な部分であり、港と鉄道を結ぶ重要な輸送ハブであり、港湾管理と鉄道運営の効果的な統合を実現し、黄驊港の発展に大きく貢献するものである。



**蕭山区の二大企業がランクイン**

最新のフォーチュン誌が発表した「フォーチュン・グローバル500」に、蕭山区内の企業2社がランクインした。1社目は「浙江榮盛控股集团(化学繊維)」で、営業収入が695億ドルで180位となり、前年から75位ランクアップ。2社目は「恒逸集団(石油化学)」で、営業収入が509億ドルで、264位と前年から45位ランクアップした。

ちなみに、今回のランキングには中国企業145社が入った。

**ZFの蕭山開発区新工場がラインオフ**

9月2日、ドイツ・ZF社の子会社「采埃孚電駆技術(杭州)有限公司」の新工場が生産を開始し、製品のラインオフセレモニーが蕭山開発区で開催された。

同社の生産開始は、蕭山開発区におけるスマート自動車産業の発展に繋がると期待され、また蕭山開発区の製造業の変革とアップグレードにおいて重要

な役割を担っている。ZF社はグローバルな技術企業であり、乗用車、商用車及び工業技術の分野に次世代の製品を提供している。



**杭州市のユニコーン企業**

現在中国には356社のユニコーン企業があり、その総評価額は9.4兆元といわれている。地域的には北京、上海、深圳、杭州に集中しており、この4都市で全体の73%を占めている。

杭州市には26社あり、全国第4位の規模となっているが、総評価額は581.31億元と全国トップとなっている。26社の業種は、デジタル経済、電子ビジネス、医療・ヘルスケア、金融、コンピュータソフト・ハード、物流等に及んでいる。



**日中(常州)智能製造産業パーク  
上海の日系企業に対し説明会を開催**

8月25日午後、上海にて「2022年常州—日本産業協力交流会」が2年振りに開催された。今回のテーマは「対外協力園区の建設、国際的なスマート製造都市の構築」で、常州国家高新区招商局の張貝鴻副局長より、常州市唯一の中日国際協力エリアである「中日(常州)智能製造産業園」を紹介した。

張副局長の紹介によると、2022年8月現在、同産業園には260社の日系企業が登記しており、主にハイエンドスマート装備、新エネルギー車及び部品、新医薬及び医療機器、新材料等の業種に及び、住友電工、SMC、デンソー、ブリヂストン、富士通、三菱電機、THK、興和等の重点企業が入居している。RCEPの正式発効に伴い、また中日本交正常化50周年を機に、中日経済貿易協力はより多くの発展の



チャンスを迎えるだろうとした。

**日本の専門商社が進出**

今年8月、日工産業(株)が常州高新区に中国で初めての現地法人「日工(常州)国際貿易公司」を設立した。日工産業(株)は1969年の創業以来、油圧機械設備、工作機械、環境設備の分野に特化し、53年の歴史を有する企業で、これまで生産現場の自動化、省力化、経済効率化に力を入れ、油圧で培った技術と経験を基礎にし、機械設備、装置の設計・製作、販売からアフターサービス、メンテナンスなど完全サービスを提供している。

**常州市長が上海の小松中国を訪問**

盛雷市長が小松(中国)投資有限公司を訪問し、常州市のビジネス環境を宣伝し、協力の深化について交流した。

小松グループは1995年に常州国家高新区に進出し、投資総額1億ドルの「小松(常州)工程機械有限公司」を設立。主に小松シリーズの工程機械製品を生産し、現在はアジア最大の生産基地となっている。



**HEINEN & HOPMAN社が進出決定**

9月7日、オランダ・HEINEN & HOPMAN社のインテリジェント環境制御海洋機器プロジェクトが常熟高新区に進出することが決定した。

HEINEN & HOPMAN社は1965年にオランダで設立した、船舶および海洋工学用の空調、冷凍、換気システムの研究、開発、製造を専門とする企業。同社のシステムと製品技術は世界をリードしており、世界23の国と地域に支社があり、その製品は世界で15,000隻以上の船舶に使用されている。今回のプロジェクトの登録資本金は1,500万ドルで、総投資額は4,500万ドル。年間売上高は3億元を超える見込み。

**京東物流のスマート配送車が運用2年目**

京東物流(JD Logistics)のインテリジェント配送サービスが開始して2年が経過し、そのサービスの範囲が常熟高新区及び市街地を完全にカバーした。

同時に、常熟高新区に設立されているJDスマート配

送車両遠隔監視センターの運用で、同スマート配送車両は、全国で約90,000km稼働し、約90万件の注文に対応し



配送した。また全国にある事業所は150以上増加した。

ちなみに、常熟市は、京東物流がスマート配送車両を運用する中国で最初の都市である。

**リチウム電池用材料の生産PJが常熟高新区へ**

江蘇常鋁新能源材料科技有限公司のリチウム電池材料生産プロジェクトの起工式が行われた。

同プロジェクトの総投資額は4.59億元で、工場の敷地面積は1.5万㎡で、主に新エネルギー自動車動力用リチウム電池、民生用リチウム電池、エネルギー貯蔵用リチウム電池などの研究開発と生産に従事する。本プロジェクトの生産が開始されると、常熟の新エネルギー車コア部品産業クラスターの発展に新たな勢いを吹き込むこととなる。



### 1-7月の輸出入額が引き続き全市をリード

今年に入ってから、経済技術開発区の主要企業は、海外市場のニーズに基づき研究開発への投資を積極的に増やし、対外貿易経済の飛躍的な発展を実現した。揚州税関が発表した1月から7月までのデータによると、揚州経済技術開発区の輸出入総額は前年同期比32.4%増の23億ドルに達し、そのうち輸出額は前年同期比36.9%増の17.34億ドルに達し、輸出入総額、輸出額ともに揚州市のトップとなった。

「川奇光電科技(揚州)有限公司」は、世界における電子ペーパーのトップ企業であり、製品販売は常に海外市場に焦点を当ててきており、今年1月から7月までの輸出入額は前年同期比60%増の3.7億ドルに達した。



この様に、経済技術開発区の対外貿易が好調な背後には、区内企業の持続的成長とビジネス環境の更なる改善によるもの。区内のある主要企業は、今後もグローバルな展開を行い、イノベーションと研究開発を促進し、高品質な製品を生み出し、開発区において更なる発展を目指している。

### 開発区内の2社が国家級「小巨人」企業に認定

工業和信息化部は、このほど国家級の専門的且つ新しい「小巨人」企業リストを発表した。その中に経済開発区の、揚州恵通科技股份有限公司(ポリエステル、ナイロン等製造)と永道射頻技術股份有限公司(RFIDタグの開発)が認定された。両社は、強力なイノベーション能力、優れた品質と効率を備えた専門的で新しい「パイオニア」として選ばれ

た。

「小巨人」企業とは、専門化、精細化、特色化、斬新化の特徴を備えた中小企業の中でも特に優れた企業、細分化された市場に集中的に取り組み、イノベーション能力と市場シェアが高く、キーとなるコア技術を確認し、質と効率がともに優れたリーディング企業をいう。

### 北沿江高速鉄道の揚州区間の最初の土地が承認

上海から重慶・成都を結ぶ「滬渝蓉高速鉄道」の上海から安徽省の区間を「北沿江高速」と呼び、現在建設の準備が進んでいる。「北沿江」とは、「江＝長江」の北側の沿岸を意味する。

その高速鉄道プロジェクトが新たな進展を遂げた。9月1日、自然資源部によって2,234.6ヘクタールの揚州区間の用地が承認され、プロジェクトの着工に向けて確実な一歩が踏み出された。

北沿江高速鉄道は、上海を出発し、崇明島、南通、泰州、揚州、南京を経て合肥を結ぶ全長554.6kmで、新たに建設される線路は519.9kmに及ぶ。同区間には上海宝山、太倉、崇明、啓東西、海門北、南通、如皋西、黄橋、泰州南、揚州北、儀征北、南京北、徐州、大墅、肥東、合肥南の16駅が設置され、うち10駅が新たに建設される。



滬渝蓉(北沿江)高速鉄道は国家の中長期鉄道ネットワーク計画の重点プロジェクトであり、四川、重慶、湖北、安徽から上海への直接のアクセス手段が更に増えるだけでなく、長江北岸都市との交流、中西部地域と華東地域の交流を促進する重要な路線となる。



### 江門市新都市計画2021-2035年

「江門新都市化計画2021-2035年」が発表された。計画によると、2035年までに、江門市は基本的に新しいタイプの都市化を実現し、常住人口の都市化率を約75%達成させ、常住人口も400万人を超え、都市化への発展の方向性を全面的に転換し、発展の質が全面的に改善され、都市化の空間配置と形態を全面的に改善し、都市機能の質も全面的に改善し、新しいタイプの都市と農村の関係が全面的に確立され、その過程で人々の全面的な発展を十分に実証するとした。また新たな都市化の発展パターンを最適化する観点から、「グレートベイエリア(大湾区)」における重要な都市建設を加速し、江門市の特色を高いレベルで生かした新しい都市化発展パターンを構築するとしている。

### 「広東省自動車部品産業プロジェクト実施方案」で江門市を支援

最近発表された標記方案によると、広東省は自動

車部品産業の国際的競争力を向上させ、競争力のある世界クラスの自動車産業クラスターの構築を加速するとしている。

その内、江門市は特色ある産業園、パワーバッテリー、内装部品の一次サプライヤーのレイアウト改善など供給体制の改善に取り組む。

方案では、江門市における新エネルギー車産業園、デュアルカーボンパーク、自動車部品産業園(台山)の計画と建設を支援し、自動車用電子機器、自動車用ワイヤーハーネス、シャーシフレーム、パワーバッテリーなどの主要部品産業の優位性を發揮し、パワーバッテリー、エネルギー貯蔵バッテリー、電子制御システム、インテリジェントネットワークなどの産業の発展を推進し、新エネルギー車のバッテリーと特殊車両の分野で、生産額が100億元を超える自動車産業園を建設する。

データによると、江門市には300以上の新エネルギー車と部品企業があり、総生産額は330億元以上となっている。



### 特色ある10の製造業パーク

佛山市では、下記10のハイレベル・革新的・特徴的な産業園を建設することが提案された。その産業園と主に誘致する産業は下記の通り；

#### 佛山南庄高端精密智造産業園

精密・超精密加工装置、精密電子機器、インテリジェントセンサーデバイス製造等。

#### 佛山新能源汽车産業園

新エネルギー車と車部品の製造、新エネルギー動力電池、ハイエンドファインケミカル等。

#### 佛山人材創新ライトハウス産業園

集積回路、人工知能、デジタル経済、新素材、その他の関連産業。

#### 佛山三山ディスプレイ製造装備産業園

新型ディスプレイ機器、高度なりモートセンシング機器、付加製造、半導体技術および機器、その他関連産業。

#### 佛山九龍高端装備及新材料製造産業園

ハイエンド機器と新素材産業は、耐火材料、フィ

ルム材料等。

#### 佛山倫敦珠寶時尚産業園

宝飾品、ファッション製品等

#### 佛山北滘ロボット製造産業園

スマート家電、ロボットの研究開発、設計、製造等。

#### 佛山臨空経済区智造産業園

インテリジェント製造、精密部品製造、電子及び電気製造。

#### 佛山水都飲料食品産業園

食品・飲料、健康全般分野。

#### 佛山雲東海生物医薬港産業園

先端医療、先端医療機器、先端医療等。

### 9つの先進製造業を導入

8月24日、佛山市企業誘致弁公室が主催する投資説明会が蘇州で開催され、ハイエンド設備、ロボット、自動車、新エネルギー、バイオ医薬等、100億元を超える9つの主要プロジェクトが現地で調印された。会場には、新エネ車、バイオ医薬、装備製造、食品、金融、コンサルタント等の分野から100名以上が参加した。

# 中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

## 日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年8月	16,132	13.5	21,901	34.2	▲5,769	赤字拡大
2022年1-8月	123,197	6.1	157,773	21.6	▲34,576	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 8月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金 額	構 成 比	
輸出	総額	80,619	100.0	
	内 訳	アメリカ	15,393	19.1
		EU	7,218	9.0
		アジア	45,879	56.9
		うち中国	16,132	20.0
輸入	総額	108,792	100.0	
	内 訳	アメリカ	10,678	9.8
		EU	8,526	7.8
		アジア	47,993	44.1
		うち中国	21,901	20.1

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 8月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	55.2	2.3
		2	音響・映像機器	341.1	1.4
		3	鉱物性燃料	250.6	1.1
輸入	増加	1	衣類・同付属品	42.9	4.2
		2	通信機	26.8	1.7
		3	音響映像機器(含部品)	41.8	1.5

出所：日本・財務省

## 名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年8月	2,624	▲0.8	16.3	2,773	32.1	12.7	▲150	赤字転換
2022年1-8月	22,350	1.4	18.1	18,468	23.6	11.7	3,882	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港  
国際空港：中部空港、静岡空港

### 8月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金 額	構 成 比	
輸出	総額	16,510	100.0	
	内 訳	アメリカ	4,178	25.3
		EU	2,158	13.1
		アジア	6,826	41.3
		うち中国	2,624	15.9
輸入	総額	13,486	100.0	
	内 訳	アメリカ	1,097	8.1
		EU	1,037	7.7
		アジア	6,153	45.6
		うち中国	2,773	20.6

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

### 8月の主な増減品目

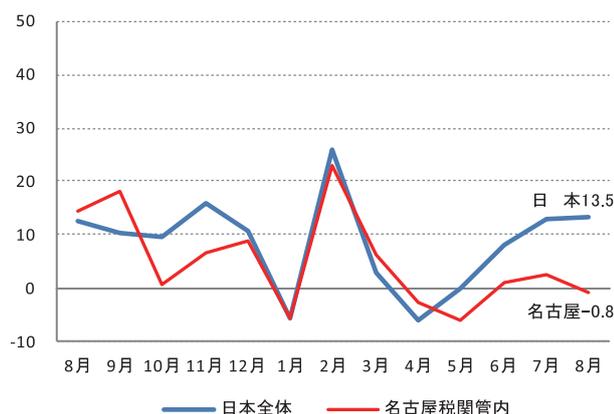
単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	映像機器	39倍	2.1
		2	自動車	60.1	1.9
	減少	1	自動車の部分品	▲21.1	▲3.8
		2	通信機	▲56.7	▲0.9
輸入	増加	1	衣類及び同付属品	64.7	6.5
		2	がん具及び遊具用品	76.4	2.1
		3	無機化合物	113.1	1.9

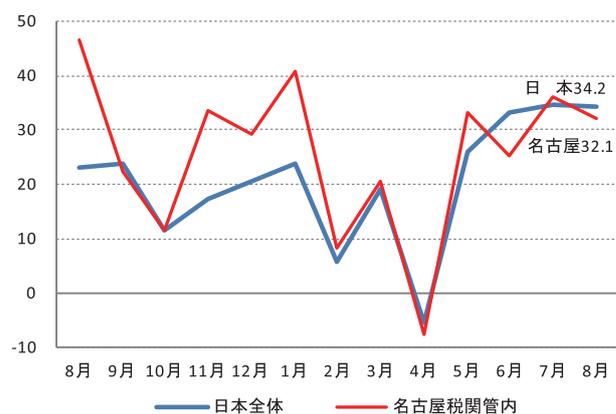
出所：名古屋税関

## 日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

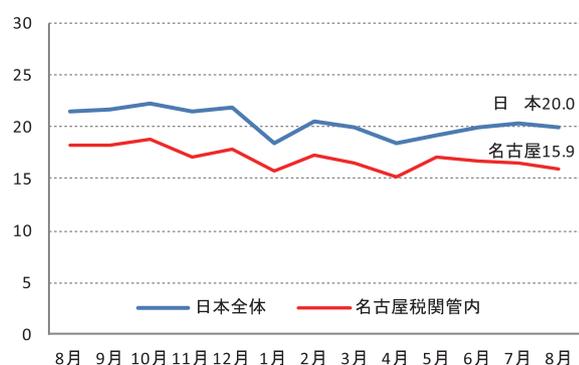
### 中国への輸出額の月別伸率(%)



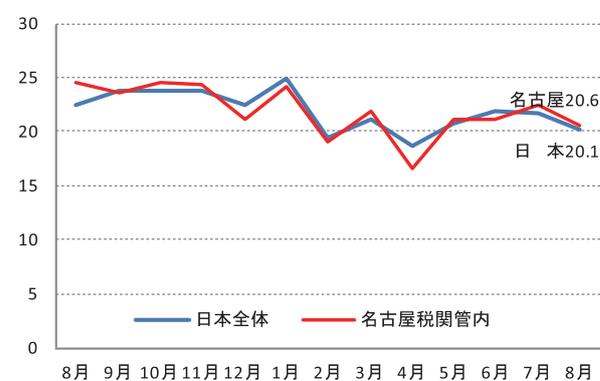
### 中国からの輸入額の月別伸率(%)



### 日本の輸出における中国構成比の推移(%)



### 日本の輸入における中国構成比の推移(%)



## 中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年8月	3,149	7.1	2,355	0.3
2022年1-8月	23,759	13.5	18,154	4.6

出所：中国税関総署

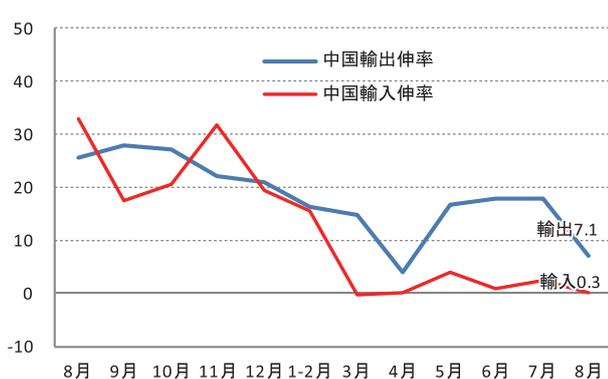
## 中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

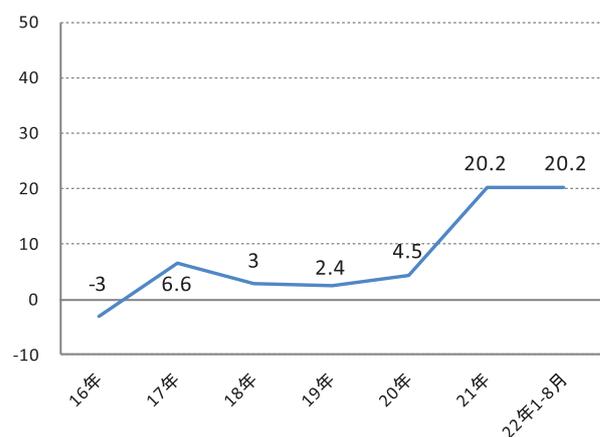
年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2
2022年1-8月	N/A	N/A	1,384.1	20.2

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。  
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

### 中国対外貿易の月別伸率(%)



### 中国外資導入の伸率(%)



## 中国の物価動向

### 消費者物価指数CPI (%)

	8月	1-8月
消費者物価指数	2.5	1.9
うち都市	2.4	1.9
農村	2.7	1.8
うち食品	6.1	1.2
食品以外	1.7	2.1
うち消費財	3.7	2.5
サービス	0.7	1.0

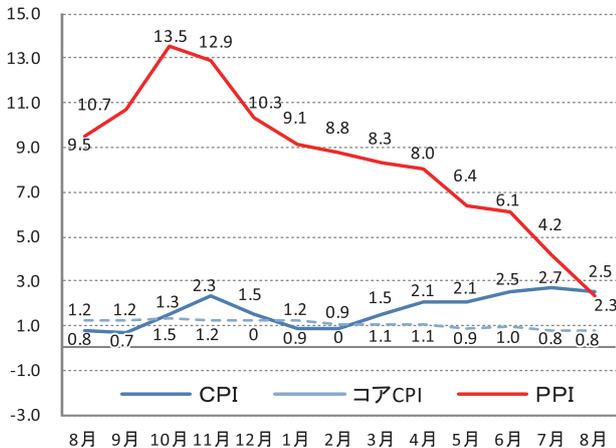
出所：中国国家統計局

### 工業生産者物価指数PPI (%)

	8月	1-8月
工業生産者物価指数(PPI)	2.3	6.6
うち生産資材	2.4	8.3
うち採掘	10.1	28.1
原材料	7.8	14.9
加工	▲0.7	3.7
生活資材	1.6	1.2
うち食品	3.7	2.0
衣類	2.2	1.5
一般日用品	1.5	1.6
耐久消費財	▲0.6	0.0
工業生産者仕入物価指数	4.2	9.1
うち燃料、動力類	19.5	28.5

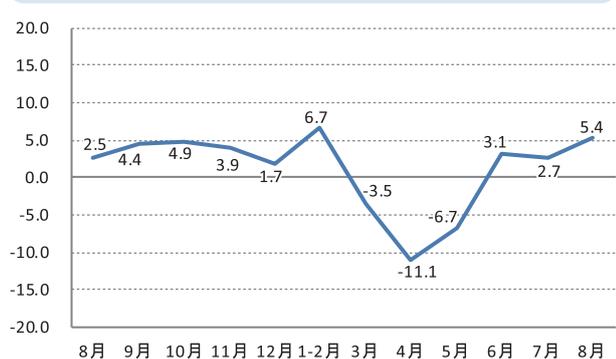
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数  
出所：中国国家統計局

### CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

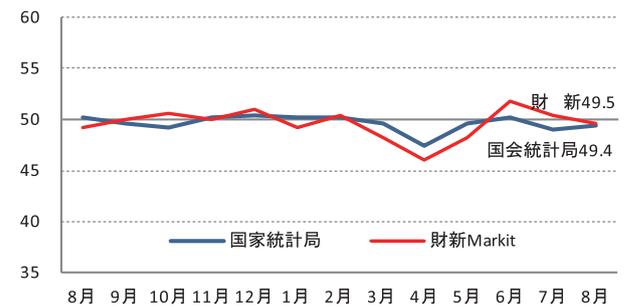
### 中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

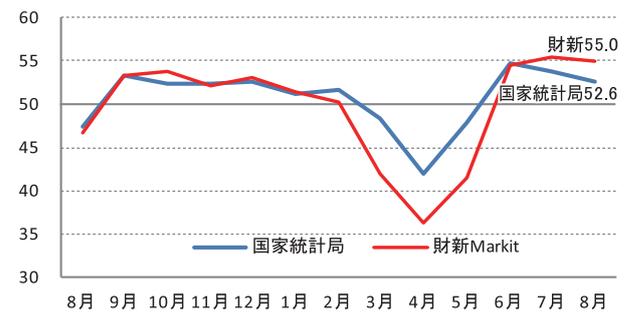
## 中国の景気先行指数

### 製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数  
景気後退<50<景気拡大

### 非製造業(サービス業) PMI

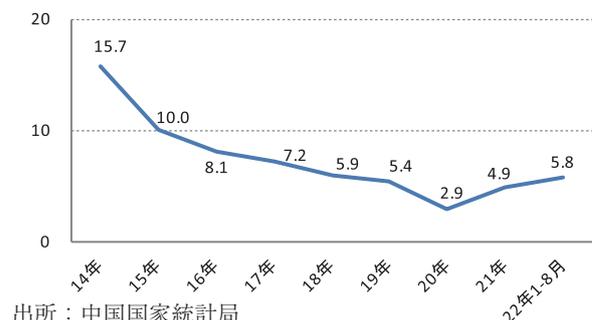


## 中国の固定資産投資

### 22年1-8月の固定資産投資

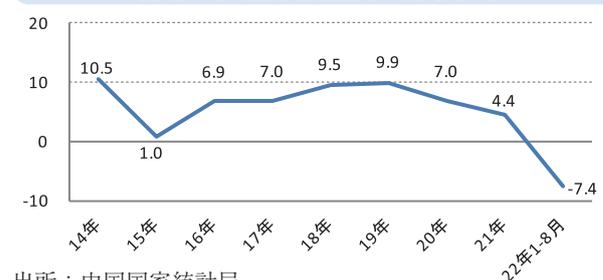
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		367,106	5.8
産業別	第一次	9,254	2.3
	第二次	115,865	10.4
	第三次	241,986	3.9
地域別	東部	N/A	4.1
	中部	N/A	9.9
	西部	N/A	7.3
	東北	N/A	0.2

### 固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

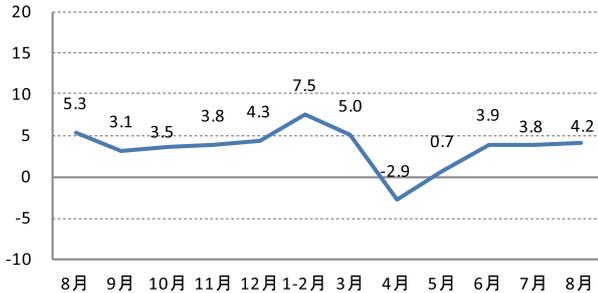
## 中国の工業

### 工業付加価値の伸率(%)

	8月	1-8月
一定規模以上の工業生産	4.2	3.6
内訳 鉱業	5.3	8.7
製造業	3.1	2.7
電気・ガス・熱・水生産供給業	13.6	6.0
内訳 国有企業	5.6	3.4
株式制企業	4.1	4.6
外資系企業	4.0	-0.8
私営企業	1.1	3.3

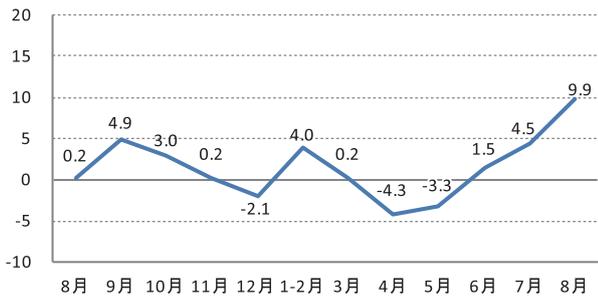
出所：中国国家統計局

### 一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



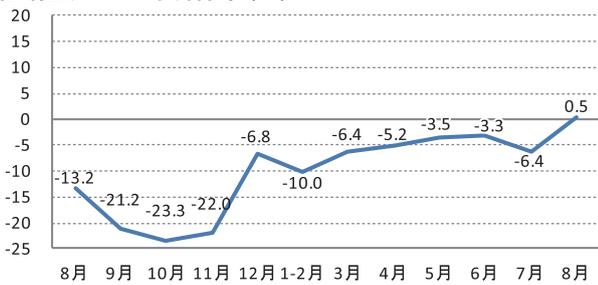
出所：中国国家統計局

### 一日当たりの発電量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

## 中国の自動車販売台数

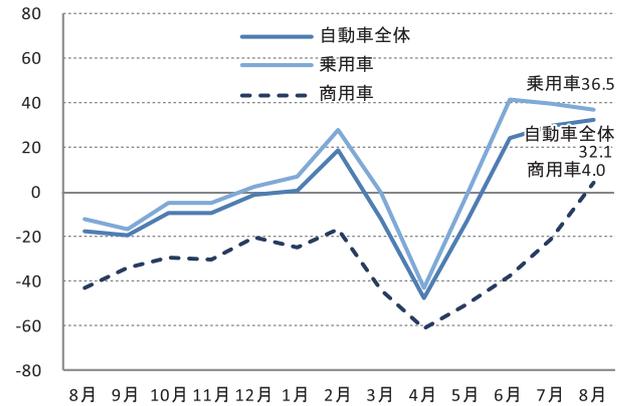
台数：万台

年月	自動車	
	乗用車	商用車
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
2021年	2,627	479
2022年8月	238	26
2022年1-8月	1,686	221

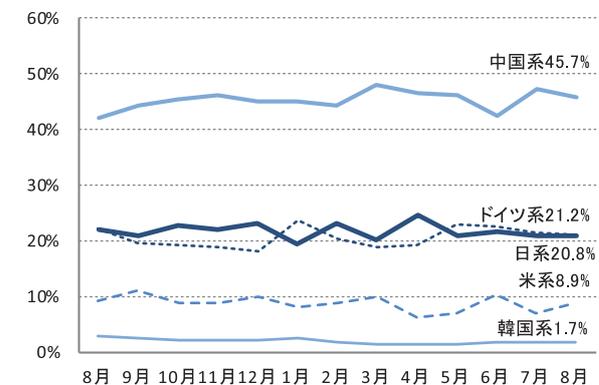
出所：中国汽车工業協会

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

### 自動車販売台数の月別伸率(%)



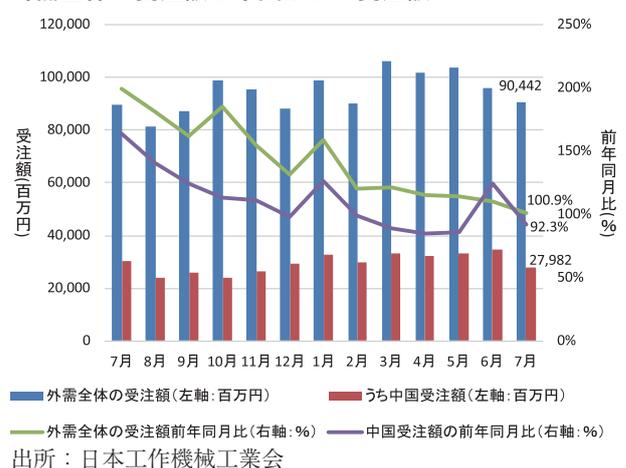
### 日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

## 日本の工作機械外需統計

### 外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

# 〈中国短信〉

## ◆新エネ車免税、2023年末まで延長

国務院は8月18日の常務会議で、2023年末まで、新エネ車(EV、PHV、FCV)購入取得税(中国語:購置税)の免除を延長することを決定した。同時に、車両船舶税(中国語:車船税)、消費税の免除を継続し、且つ充電パイルを積極的に建設し、充電インフラの建設を改善することが指摘された。

## ◆中国のロボット市場 好調持続

8月18日から21日まで北京で開催された2022年世界ロボット大会で、「中国ロボット産業発展レポート(2022年)」が発表された。同レポートでは、2022年に中国のロボット市場規模が174億ドルに達し、5年間の平均年間成長率は22%と予測。そのうち、産業用ロボットの市場規模は、87億ドル、サービスロボットは65億ドル、特殊ロボットは22億ドルと予測している。

政策支援やマーケットバランスなどの複数の要因により、産業用ロボットは急速に成長しており、自動車と3C電子産業に加えて、化学産業と石油などの産業需要も徐々に増えている。尚、教育や公共サービスなどは、サービスロボット市場の成長を後押ししており、地震、洪水、異常気象、採掘事故、火災、セキュリティなどのニーズに対応できる特殊ロボットへのニーズも大きい。

## ◆留学生の中国への入境、2年ぶりに再開

在日中国大使館が8月23日付で発表した通知では、北京時間8月24日0時より、有効なAPECカードまたは有効な留学居留許可を持つ者は、中国入国のためのビザを再申請する必要がなく、上記の書類を所持していれば入国できると発表した。また、中国入国ビザ申請に必要な資料を更新し、長期留学生用のX1ビザの申請受け付けを再開する。

留学生の中国入国手続きは、2020年3月28日午前0時から停止されていた。2020年9月28日には、駐在員やその家族、新規赴任者に対する入境停止が解除され、ビザ申請に当たっての規制が緩和されていたが、留学生の中国入国及び留学ビザの発給は停止状態だった。

## ◆四川省 高温と干ばつで深刻な電力不足

高温・少雨が続く中、発電に利用できる水資源が激

減して、四川省などでは電力供給不足に陥っている。四川省における8割の電力は水力発電によるが、現在、水力発電能力が半減している状況で、この電力不足により8月15日から20日まで全ての工場に対し計画停電が実施された。重慶市でも8月17日から24日までの8日間、工場に対する計画停電が実施された。(※当初は24日までだったが、その後無期限延長となった)

四川省で発電された電力は、重慶、湖南、江西、江蘇、浙江、上海へ送電しているが、その送電先でも影響が出始めており、一部の化学、セメント、金属などのエネルギー消費量の多い企業の生産を一時停止させる措置等が取られている。

## ◆党大会10月16日開催

中国共産党中央政治局会議は8月30日、党の第19期中央委員会第7回全体会議(7中全会)を10月9日に、第20回全国代表大会(20大、党大会)を10月16日に、共に北京で開催することを決定した。

5年に1度の党大会では、次期中央委員会及び中央紀律検査委員会が選出される。

一大イベントを前に、感染対策や環境対策が強化されることが見込まれる。

## ◆天津市、賃金ガイドラインを発表

天津市人力資源・社会保障局は、2022年の賃金引き上げの目安となる賃金ガイドラインを発表した。基準ラインは21年より0.5ポイント低い6.5%で、下限ラインは3%で、21年と同水準だった。

ガイドラインは最低賃金とは異なり、法的拘束力はないが、地域ごとの経済動向を踏まえ、目安として公表している地方政府が少なくない。

## ◆出入国時の健康申告カード書式を見直し

中国税関総署は入国時点の新型コロナウイルスの感染動向に基づき、8月31日午前0時から第9版「中華人民共和国出入国健康申告カード」(新書式)を導入した。主な変更点は次の通り。

### <撤廃>

- ・出入国者に対してPCR検査情報、新型コロナの感染履歴、ワクチン接種日などの申告要求を撤廃。
- ・出入国者にとってわかりづらい項目をより明確化。

### <追加>

- ・「検体採取同意書」(采样知情同意书)を電子化し、

出入国時での検疫を簡素化。

中国税関総署の関係者は、「健康申告カードの改定は、申告の効率を高めることが狙い。国務院の感染対策に基づき、入国者は入国前にPCR検査の陰性証明書の提供が必要で、入国時には税関の検疫を受け、入国後には隔離医学観察を受けなければならない。よって入国時の検疫要求に実質的な変化はない」と述べている。

#### ◆21年の婚姻 過去最低を更新

中国民政部の「2021年民政発展統計公報」によると、2021年に婚姻件数は764万3千組で、前年より6.1%減少した。人口1000人に対し婚姻した人の割合を示す婚姻率は5.4%で、前年より0.4ポイント減った。婚姻件数が800万組を下回ったのは2003年以来で、婚姻率は36年前の統計開始以降で過去最低を記録した。

年齢別では30歳以上の人の割合が48.2%を占め、前年より1.7ポイント拡大し、過去最高を更新。晩婚化が更に進んだことを示した。

一方、離婚も減っている。離婚件数は前年比34.6%減の283万9千組で、離婚率は2%と、前年を1.1ポイント下回った。

#### ◆自動車減税、3カ月で4,700億円

国家税務総局はこのほど、今年6月以降に始まった車両取得税の減税措置の額が8月までに230億4,000万元(4,700億円)に上ったと発表した。対象となった台数は355万3千台。

8月の乗用車販売台数は212.5万台で、減税対象車が過半数を占めた。

#### ◆中秋節 国内観光収入2割減

中国文化観光部によると、今年の中秋節3連休(9月10日～9月12日)の国内旅行者数は前年同期比16.7%減の7,341万人で、コロナ前の72.6%だった。国内観光収入は同22.8%減の286億8千万元で、コロナ前の60.6%にとどまった。

#### ◆中国国鉄上半期赤字6割増

中国国家鉄道集団は、2022年1～6月期の決算を発表した。売上高は4,857億元(約9兆7,659億円)と前年同期比5.3%減だった。純損益は804億元(約1兆6,166億円)の赤字で、損失額は前年同期の507億元(約1兆194億円)より6割近く増加した。

旅客収入は前年同期比38.3%減の965億元。輸送人数は7億8,700万人で、42.8%減少した。北京-上海高速鉄道はコロナ前の2019年通年で119億元の黒字だったが、2022年上半期では初の赤字となった(純損失10億2,800万元)。

貨物収入は前年同期比9.6%の2,344億元となった。中国と欧州を結ぶ貨物鉄道「中欧班列」は2%増の7,514本を運行し、コンテナ輸送量は3%増の72万4,000TEUだった。

#### ◆過剰包装の規制強化

中国国務院弁公庁は9月1日付の通達で、商品の過剰包装対策を強化するよう各地方政府や関係省庁に指示した。

過剰包装をめぐるのは、中央政府が2009年にも同様の規制強化に乗り出したが、これまでの対策、とりわけネット通販、フードデリバリーといった新業態に対する不十分であるとして改めて取り締まりを強化する。

具体的な措置として、包装分野の技術革新を強化し、包装企業に対して、設計の合理性、材料の節約、リサイクルの利便性、高い経済性などが要求され、メーカーに対しては、過剰包装を抑制するため強制基準に従うよう求めている。

#### ◆製造業の納税猶予 再延長

中国国務院は9月13日に開催した国務院常務会議において、経済安定化のための政策措置を打ち出した。主な内容は次の通り。

- (1) 製造業の納税猶予の期限をさらに延長する。製造業の中小企業を対象に、今年実施された一部の税金・費用の納付猶予期間を9月1日からさらに4カ月間延長する(対象額4,400億元＝約9兆円)。同時に、製造業向け増値税未控除税額の還付は、申請から平均2営業日以内に還付するよう短縮する。
- (2) 第4四半期に設備を更新する中小製造業への支援策として、商業銀行による3.2%以下の低金利中長期貸付を支援など。
- (3) 外国貿易と外国投資を安定させるため、越境EC総合試験区の新規設立、外国企業関係者の入出国手続きの緩和など。
- (4) 電気および電子業界の管理を最適化するための措置を実施。
- (5) 福建省の漳州(第2期)と広東省の廉江(第1期)の原発プロジェクトを認可。